

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 健康福祉部医務課

法令名	医療法			法令番号	昭和 23 年法律第 205 号			
手続名	定款又は寄附行為の変更の認可			根拠条項	第 54 条の 9 第 3 項			
審査基準	<p>( 1 ) 定款又は寄附行為の変更内容が法令の規定に違反していないこと。</p> <p>( 2 ) 定款又は寄附行為の変更の手続きが、法令又は定款若しくは寄附行為に違反していないこと。</p>							
	受付 機関	保健福祉事務所	処理 機関	医務課	交付 機関	保健福祉事務所	標準処理期間 30 日 標準経由期間 13 日	目次